

静岡市文化活動 発表会参加奨励補助金

静岡市では、文化活動を行う者を育成し、文化活動の発表会に出場する個人又は団体に対して、参加奨励補助金を交付しています。

1. 対象者 ※令和8年度から対象者を変更しました(大学生を対象から除外)

文化活動の発表会に参加する児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者。

(1)個人:市内に所在する学校に在学する児童若しくは生徒。

市内に住所を有し、市外に所在する学校に在学する児童若しくは生徒。

(2)団体:活動拠点が市内にあり児童・生徒で構成される団体(上限50名)

※発表会への出場者のみ対象。(引率者、機材運搬者等は対象外。)

2. 補助対象となる発表会(静岡県内で開催される発表会は除く。)

(1)全国的規模の発表会等

全国的な規模の大会等であって、県大会、地方大会等※による予選、選考等により出場者が決定する大会。

(2)中部地方規模の大会等

中部地方(東海地方、北陸地方及び信越地方)にまたがる規模及び水準の大会等※であって、予選等により出場者が決定する大会。

※文部科学省、文化庁、都道府県及び都道府県教育委員会が主催又は共催する発表会が対象。
主催者から予選等を免除された者も対象。

3. 補助金額 ※令和8年度から補助上限回数を設けました

発表会	補助金の額	補助限度額
全国的規模の発表会	1人につき 3,000円	1団体あたり 15万円
中部地方規模の発表会	1人につき 2,000円	1団体あたり 10万円

4. 申請方法

(1)申請書(様式第1号)を記入の上、以下の書類を添えて提出してください。

<添付書類>

【必須】

1. 発表会開催要項又はこれに準ずる書類
2. 収支予算書
3. 発表会の申込書の写し(出場者名・人数が明確にわかるもの)
4. 予選等を通過したことがわかる書類

【必要に応じて】

5. 補助金請求に関する書類
- (1)相手方登録申請書 ※1回限りの支払、登録申請済の場合は不要
- (2)委任状 ※申請者と受任者が異なる場合、必要となります。

【申請先及び問合せ先】

静岡市役所 静岡庁舎 新館16階 文化政策課

Tel 054-221-1040 Mail: bunka@city.shizuoka.lg.jp

申請方法の詳細・申請様式のダウンロード

詳しくはこちら

